

資 料

〔米国税制の動向〕

目 次

・ 米国ブッシュ大統領の総合経済対策（案）における減税措置の概要-----	1
・ 所得税・個人住民税の実効税率（夫婦子2人の給与所得者）-----	2
・ 給与収入階級別の所得税・個人住民税負担額の日米比較（未定稿）-----	3
・ 配当課税の負担水準の日米比較-----	4

米国ブッシュ大統領の総合経済対策(案)における減税措置の概要

2003年1月7日(火)、ブッシュ大統領により表明された減税案の骨子は以下の通り。

○ 目的

- 経済回復を押し進めるための個人消費の促進、成長と雇用創出のための個人及び企業の投資の促進、等

○ 概要

1. ブッシュ減税の前倒し実施

① 最低税率の適用範囲の拡大、税率軽減

2008 年までに段階的に行われる予定であった所得税減税(最低税率の適用範囲の拡大、税率軽減)を本年中に実施(2003 年 1 月に遡及適用)。

適用税率(現行) 10、15、27、30、35、38.6% ⇒ (2003 年 1 月以降) 10、15、25、28、33、35%

② 共稼ぎ世帯の課税負担の軽減

共稼ぎ夫婦に対する所得税が独身の時に課せられた所得税の合計よりも大きくなる現行制度を見直し、2009 年までに段階的に行う予定であった夫婦共同申告者の概算控除額引上げ等を本年より実施。

③ 子女控除額の引上げ

2010 年までに段階的に行う予定であった子女税額控除の拡大(17 歳未満の扶養子女一人当たり 600 ドルの税額控除を 1,000 ドルに拡大)を本年より実施。

2. 配当への二重課税の撤廃

配当課税について、個人の株主段階において法人税と所得税との調整を行わず、配当に対し二重課税となっている現行制度を見直し、個人の株主段階での配当課税を行わないこととした。

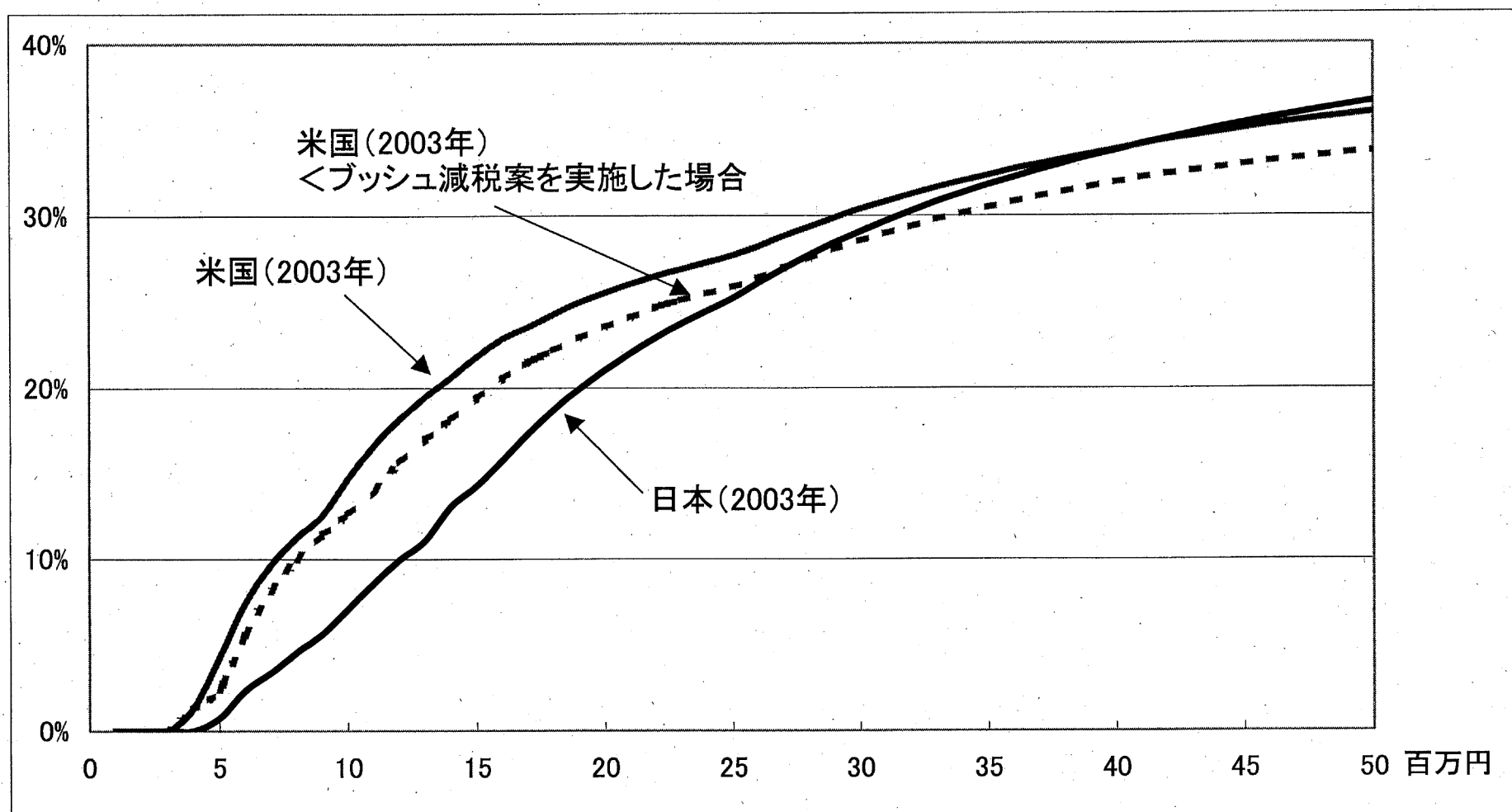
3. 中小企業投資促進

中小企業の設備取得の即時償却枠を現行の 25,000 ドルから 75,000 ドルに引上げ。

(注) この他、代替ミニマム税の軽減、失業給付特例の延長等がある。

所得税・個人住民税の実効税率(夫婦子2人の給与所得者)

<ブッシュ減税案を実施した場合>



(注1) ブッシュ減税案(2003年)が実施された場合とは、2001年に成立したブッシュ減税により後年度において段階的に実施される予定であった、個人所得税率の軽減、子女税額控除の引上げ、10%ブラケット上限所得の引上げ、及び共稼ぎ世帯の課税負担軽減措置が最終的に前倒しで実現されたことを想定して試算したもの。

(注2) 日本は子のうち1人が特定扶養親族に該当し、アメリカは子のうち1人を17歳未満としている。

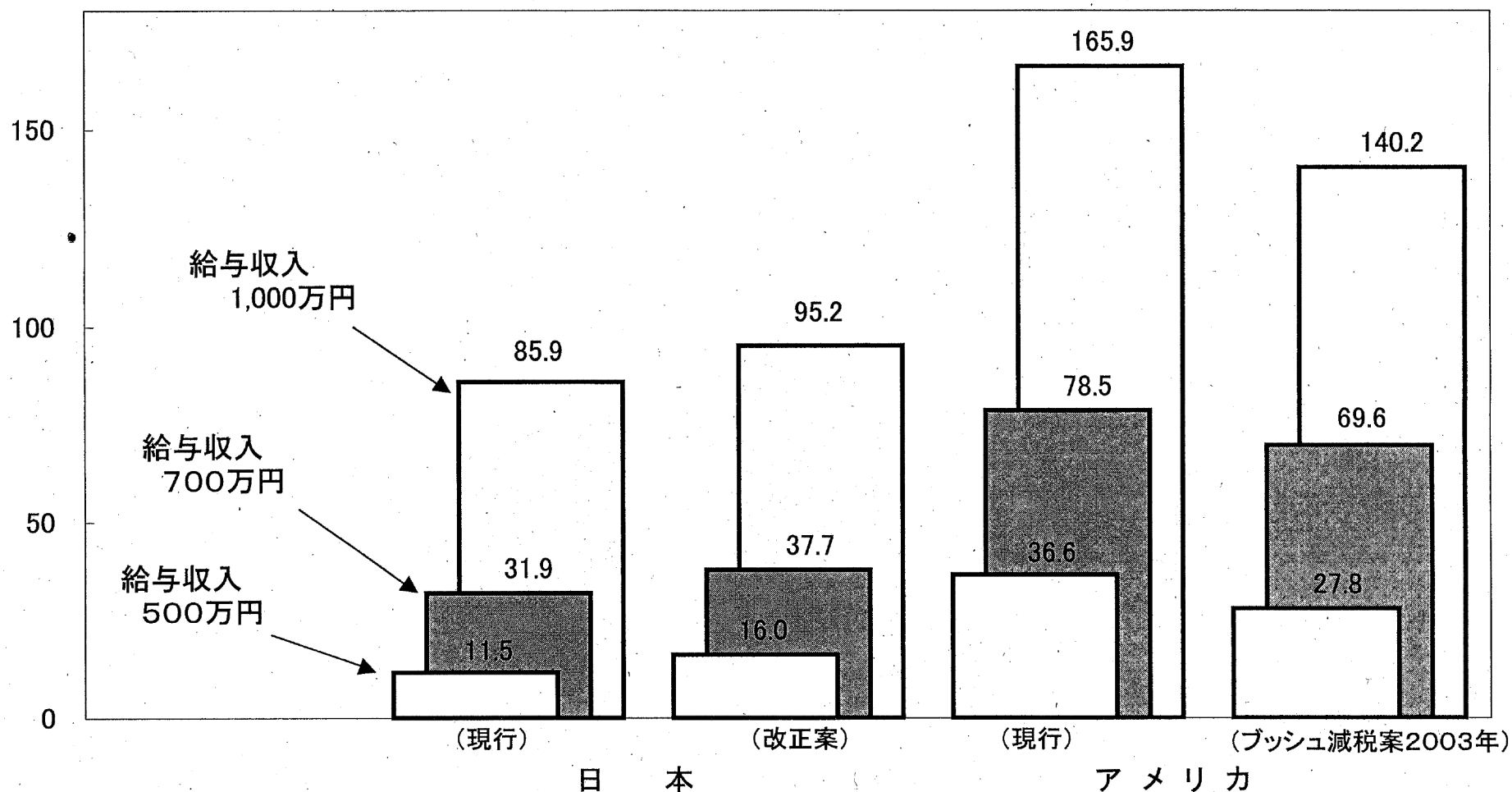
(注3) 日本の個人住民税は所得割のみである。アメリカの住民税はニューヨーク州の所得税を例にしている。

(注4) 平成15年上半期適用の基準外国為替相場である1ドル=121円を適用。

給与収入階級別の所得税・個人住民税負担額の日米比較(未定稿)

(単位:万円)

(夫婦子2人の場合)



- (注1) 日本の改正案は、配偶者特別控除(上乘せ部分)を廃止した場合の数値(16年分以後の所得税及び17年度以後の個人住民税について適用)。
- (注2) ブッシュ減税案(2003年)が実施された場合とは、2001年に成立したブッシュ減税により後年度において段階的に実施される予定であった、個人所得税率の軽減、子女税額控除の引上げ、10%ブラケット上限所得の引上げ、及び共稼ぎ世帯の課税負担軽減措置が最終的に前倒しで実現されたことを想定して試算したもの。
- (注3) 日本の子のうち1人が特定扶養親族に該当するものとし、アメリカは子の子のうち1人を17歳未満としている。
- (注4) 日本の個人住民税は所得割のみである。アメリカの住民税はニューヨーク州の所得税を例にしている。
- (注5) 平成15年度上半期適用の基準外国為替相場である1ドル=121円を適用。

配当課税の負担水準の日米比較(イメージ: 国税)

	通常所得のケース	配当所得のケース
日本(改正案)	100 法人段階 個人段階 37 課税負担計 37	100 法人段階 70 30 法人税率 (30%) 個人段階 5 源泉徴収税率(7%) $4.9 = 70 \times 7\%$ 課税負担計 35
米国(ブッシュ減税案)	100 法人段階 個人段階 35 課税負担計 35	100 法人段階 65 35 法人税率 (35%) 個人段階 22 非課税 課税負担計 35 ※ 現行では、個人段階で $22.3 = 65 \times 35\%$ の負担が加算

※) 課税負担は、個人・法人とも最高税率を想定。